

平成29年2月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

扇風機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故 （うち屋外式（RF式）ガス給湯器（都市ガス用）1件 石油給湯機1件、石油ストーブ（開放式）1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 （うち扇風機1件、 電気ストーブ（カーボンヒーター）1件、 電気乾燥機（靴用）1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 （うちエアコン1件） | 1件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※） において、審議を予定している案件 該当案件無し | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した扇風機について（管理番号：A201600664）

①事故事象について

施設で、パナソニック エコシステムズ株式会社（法人番号：8180001075388）が輸入し、パナソニック株式会社が販売した扇風機を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部の部品に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）1月24日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償製品交換及び設置を実施しています。

③対象製品：製品名、品番、製造期間、対象台数

| 製品名 | 品番 | 製造期間 | 対象台数 |
|-----|---------|---------------------------|---------|
| 扇風機 | F-GA301 | 2008年10月 ～ 2014年12月 | 146,797 |

2017年（平成29年）1月24日からリコール（無償製品交換・設置）を実施
回収率：2.4%（2017年2月12日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201600664）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール事象かどうか不明なもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2016年度 | 2 | 火災 | 2012年度 | 0 | — |
| 2015年度 | 0 | — | 2011年度 | 0 | — |
| 2014年度 | 2 | 火災 | 2010年度 | 0 | — |
| 2013年度 | 1 | 火災 | | | |

＜対象製品の確認方法＞

① ブランド
Panasonic

② 製品品番
F-GA301

③ 製造年ラベル

【製造年】
...2014年...

【設計上の標準使用期間】
12年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けがなどの事故に至るおそれがあります。

扇風機 Electric Fan

引きひもタイプ
羽根径30cm

下記の①～③のすべてに該当するものが対象製品です。

| | | |
|---|--------|-----------------------|
| ① | ブランド | Panasonic |
| ② | 製品品番 | F-GA301 |
| ③ | 製造年ラベル | ラベルなし または 2009年～2014年 |

※「National」ブランドの製品は今回の対象期間より前の製造となるため対象外です。
※2008年10月～2009年3月の生産品は製造年ラベルが貼り付けてありません。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換及び設置を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック エコシステムズ株式会社 壁掛扇風機市場対策室

電話番号：0120-872-136（無料）

※携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：9時～21時（毎日）（2017年2月23日まで）

9時～17時（土・日・祝日を除く。）

（2017年2月24日以降）

ウェブサイト：<http://panasonic.co.jp/es/peses/kfan/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|----------------------|-----------|-----------|------|--|----------|-----------------|
| A201600665 | 平成29年1月31日 | 平成29年2月9日 | 屋外式(RF式)ガス給湯器(都市ガス用) | OUR-1600 | 株式会社ガスター | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A201600666 | 平成29年1月31日 | 平成29年2月9日 | 石油給湯機 | IB-36R | 株式会社長府製作所 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 熊本県 | 製造から25年以上経過した製品 |
| A201600668 | 平成29年1月23日 | 平成29年2月10日 | 石油ストーブ(開放式) | KX-E297WY | 株式会社コロナ | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。 | 兵庫県 | |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------------|-----------|-------------------------------|------|---|----------|---|
| A201600664 | 平成29年1月6日 | 平成29年2月9日 | 扇風機 | F-GA301 | パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者) | 火災 | 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部の部品に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至ったものと考えられる。 | 群馬県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年1月30日 平成29年1月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:2.4% |
| A201600667 | 平成29年2月1日 | 平成29年2月10日 | 電気ストーブ(カーボンヒーター) | MC-900 | 株式会社山善 (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 北海道 | |
| A201600670 | 平成29年1月11日 | 平成29年2月10日 | 電気乾燥機(靴用) | SD-4643GY | ツインバード工業株式会社 (輸入事業者) | 火災 | 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年2月1日 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|------------|------|------|--|----------|----|
| A201600669 | 平成29年2月1日 | 平成29年2月10日 | エアコン | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品の連絡配線を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。 | 山形県 | |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気ストーブ（カーボンヒーター）（管理番号：A201600667）

